

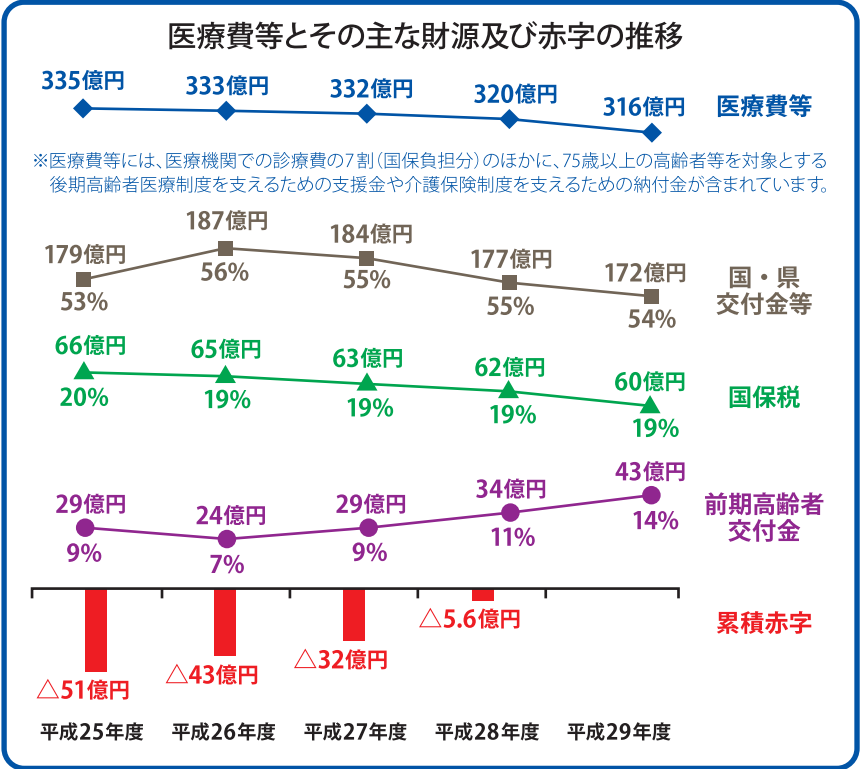
こくほニュース

発行
那覇市役所
国民健康保険課
直通 862-4262

平成29年度決算 累積赤字解消！

平成29年度決算は、歳出462億2,617万円（前年度比6.9%減）に対し、歳入は、平成28年度と同様に、一般会計から**25億円**（平成28年度40億円）の**法定外繰入れを行い**469億2,348万円（前年度比4.4%減）、歳入から歳出を差し引いた額は**6億9,732万円の黒字となり、累積赤字を解消しました**。しかしながら、単年度収支から法定外繰入を差し引いた実質的な収支は**12億3,319万円の赤字**となっています。

赤字の主な原因は、国保加入者の高齢化や医療の高度化による保険給付費の高止まり、後期高齢者支援金や介護納付金の負担、国保加入者の所得水準が低いことなどにありますが、最も大きな原因は、前期高齢者交付金の額が全国平均より少ないことにあります。しかしながら、那覇市の前期高齢者の割合も着々と全国の割合に近づいており、一人あたりの医療費の伸びや、国・県からの交付金の動向を注視し、今後も健全な財政運営に努めていきます。



上のグラフにあるとおり、医療費等の推移は近年ほぼ横ばいとなっています。この医療費等を賄うための主な財源は、国保税収入、国や県からの交付金等、前期高齢者交付金などがあります。これら財源の医療費等に占める割合は、国保税収入は60億円、19%ですが、近年は被保険者数の減少に伴い、国保税収入も減少しています。国や県からの交付金等は172億円、54%、前期高齢者交付金は、43億円、14%となっております。前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合に応じて配分されますが、沖縄県は、先の地上戦の影響で前期高齢者の加入割合が低いため、この交付金が全国平均に比して極端に少ない状況にあり、国保の実質的な単年度赤字の大きな要因となっています。

国保税の賦課限度額が変わります

国民健康保険税の賦課限度額については、平成31年度の地方税法等の改正にあわせて、以下のとおり引き上げる予定です。

○国民健康保険税の賦課限度額

区分	現行	改正案	現行比
医療分	58万円	61万円	+3万円
支援分	19万円	19万円	据え置き
介護分	16万円	16万円	据え置き

※軽減については、5割・2割の軽減枠が拡大される予定です。

平成31年3月より保険証を送付します！

保険税に未納がない世帯については、那覇市より保険証を郵送します。（窓口での更新手続き不要）
ただし、窓口での更新が必要な世帯については更新のお知らせ（ハガキ）を送付していますので、窓口への来課をお願いします。

※3月中にはお手元に保険証が届くよう手配していますが、ご近所内での配達完了時期について異なる場合があります。3月下旬になっても配達がない場合にはお問い合わせください。
※平成31年度（うぐいす色）国保証についている特定健診・がん検診受診券は**平成31年4月1日から使用できます**。平成31年3月中の特定健診・がん検診受診は、平成30年度（そら色）国保証を使用ください。



沖縄県 国民健康保険 被保険者証	交付年月日 平成31年3月1日 有効期限 平成32年3月31日
※高齢受給者証 発行期日 平成31年3月1日 一部負担金の割合 前期高齢者【2割】	
記号 那 国 番号 1 2 3 4 5 6 氏 名 那 覇 太 郎 生 年 月 日 昭和20年10月24日 性 別 男 適用開始年月日 平成12年10月15日 世 帯 主 氏 名 那 覇 花 子 住 所 那覇市泉崎1丁目1番1号	
保険者番号 **470013 交付者名 那覇市市印 65歳で退職から一般に変更になる場合 年月日記入欄	
特定健診 自己負担額 基本健診 無料 整理番号 01234567890 受診期間 平成31年4月から平成32年3月31日まで 特定健診を受けた日 年 月 日	がん検診 整理番号 12345678 自己負担額 有料 医療機関一覧参照 受診期間 平成31年4月から平成32年3月31日まで 大腸 胃 肺 子宮 乳マ 歯 / / / / / /

- ※2019年5月1日の改元後も保険証の元号表記「平成」は有効です。
以下の方は有効期限が短くなっています。
- ①当年度中に70歳になる方の保険証は、70歳の誕生月の月末（1日生まれの方は誕生月の前月末）までの有効期限となっています。
※有効期限が切れる前に保険証兼高齢受給者証を郵送します。
 - ②当年度中に75歳になり後期高齢者医療制度に移行する方
※誕生日からは後期高齢者医療の保険証をお使いいただきます。そのため、誕生日の前月に「後期高齢者医療被保険者証交付のお知らせ」（ハガキ）を送付します。

※75歳以上の方(後期高齢者医療制度)の保険証は7月に送付します。

**国民健康保険税の口座振替
申請が便利になりました**
～キャッシュカードだけで口座振替登録が可能に!!～

国民健康保険課では、平成30年10月1日より「ペイジー口座振替受付サービス」を開始しました。国民健康保険課窓口で専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで口座振替の登録が完了します。

短時間で登録できますので、国民健康保険課窓口での国保加入や納付相談の際には、是非手続きをお願いします。

【対象金融機関】
・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行 ・ゆうちょ銀行
・コザ信用金庫 ・沖縄県労働金庫

【手続き場所】
国民健康保険課(本庁舎1階15番窓口)

【手続きに必要なもの】
・対象金融機関のキャッシュカード
・本人確認書類(免許証、パスポート等)

登録完了

平成30年度
国民健康保険税の最終納付期限は **3月25日(月)です!!**

国民健康保険税は、「みなさんの医療費」を支える大切な税金です。納期限内に納めましょう。
保険税を滞納すると、他の納税者との公平を期するため、保険証の有効期間を短縮した「短期被保険者証」や医療費をいったん全額自己負担しなければならない「被保険者資格証明書」を交付し、医療費などの保険給付が差し止めになることがあります。また、財産調査を実施し財産が発見されれば、以下のような滞納処分(差押)をすることがありますのでご注意ください。

那覇市では、次のような滞納処分(差押)を強化しています!

- **預金差押**
銀行・農協・郵便局などの金融機関に照会を行い、預貯金を差し押さえて徴収します。
- **給与差押**
勤務先に給与の支払いなどの照会を行い差し押さえた後、毎月雇用主から給与の一部を徴収します。
- **不動産差押**
不動産の登記簿に「差押」と記載し財産を処分することを禁止して、公売などにより換金できる状態にします。
- **生命保険差押**
生命保険を差し押さえた後解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収します。
- **その他**
国税還付金や動産(軽自動車など)・賃料などの差し押さえを実施しています。



保険税の納付が困難な場合は早めの相談を!
納付が厳しい場合は、国民健康保険課保険税グループへ早めにご相談ください。

滞納処分 Q&A

納税催告センターからの納付案内について
那覇市では平成26年8月より、「納税催告センター」を開設し、専門のオペレーターが、納期を過ぎても納付の確認がとれない国保税納付義務者へ電話による納付のお願いを行っています。(土日夜間含む)
また、携帯番号やスマートフォンへのSMS(ショートメッセージサービス)を活用し、お知らせがある旨のメッセージ送信サービスも開始しています。(発信元番号 080-9183-2687)
上記に関するお問い合わせ：
那覇市納税催告センター・098-951-3701

- Q 滞納処分ってなに?**
A 滞納者の財産(不動産や自動車、預貯金、給与、生命保険、出資金、売掛金など)を差し押さえ、その財産を税金に充てること。少額の滞納でも滞納処分は行います。
- Q 滞納処分の流れ**
A ①督促Ⅱ納期限内に税金を納めない場合、法律により督促します。②財産調査Ⅱ官公署や金融機関、勤務先、滞納者の財産を占有する第三者などへ財産を調査します。③差押Ⅱ財産調査で発見した滞納者の財産を差し押さえます。④換価Ⅱ差し押さえた不動産などは「公売」、金銭債権は「取り立て」をすることで換金します。
- Q 借金があるから税金が払えない**
A 個人の債務より税金が優先されます。法律で税金はすべての債務(借金を含む)に優先すると定められています。
- Q 許可なく財産を調べるのは、個人情報侵害では?**
A 税金を滞納すると国税徴収法や地方税法に基づき、すべての財産に調査権限が発生します。この財産調査は個人情報保護法には違反しません。
- Q 本人の承諾無しに滞納処分をするの?**
A 滞納処分をする場合は、本人の承諾を取ることはありません。督促状を発送した日から10日を経過した日までに納付がされない場合は、滞納処分の対象になります。税金は納期限内の自主納付が原則です。
- Q 少しでも納付すれば滞納処分は解除される?**
A 原則、滞納税額の全部が納められるまで、解除されません。



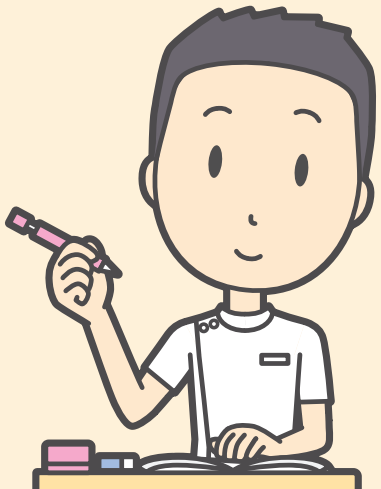
はり・きゅう・あん摩
施術師等の皆様へ

平成31年4月1日から、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任制度が始まります。

はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、施術者等が患者等に代わり療養費の支給申請を行う「受領委任の取扱い」が平成31年1月1日制度化され、本市では平成31年4月1日から取扱いを開始します。

制度開始に合わせ受領委任の取扱いを希望する施術所の施術者の方は、九州厚生局沖縄事務所へ申請書類を提出してください。具体的な申請手続き等は、九州厚生局沖縄事務所(TEL833-6006)にお問い合わせください。

※受領委任への申請手続きをされていない施術者等からの療養費支給申請については、「償還払い」(患者等が施術者等へ全額を支払い、患者等が市に対して直接請求を行なう)での取扱いとなりますのでご注意ください。



あなたの健診結果を
「いつでも」「どこでも」持ち運べます!

ご存じですか?
無料で入れる「医療情報システム」

那覇市医師会のLHRシステム

生涯健康記録(Lifelong Health Record)が名称の由来。利用者個人がインターネット経由でアクセスでき、ご自身の特定健診やがん検診など、那覇市医師会の参加医療機関で受けた過去の検査履歴を見ることができます。さらに体重や血圧、歩数などの記録、問診形式に答えて健康状態を評価できる機能もプラス。利用・申し込みなどシステム利用にかかる費用はすべて無料です。IDとパスワードで管理され、個人情報のセキュリティも徹底しており、安心です。

お問い合わせ・お申込みはお気軽に!

☎098-860-7314

午前 9:00 ~ 午後 5:00 土・日・祝日は除く
一般社団法人 那覇市医師会 LHR 事務局



国保
後期

保険税(料)は、コンビニでも納められます。

コンビニで納めることができる保険税(料)

(国民健康保険課関係)

①国民健康保険税のうち、納期限(使用期限)内の納付書

②後期高齢者医療保険料のうち、納期限(使用期限)内の納付書

コンビニで納めることができない場合

・納期限(使用期限)を過ぎている納付書

・バーコードの印字がない納付書

・金額を訂正した納付書

・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合

・クレジットカードや電子マネー等での納付は出来ません

国保
後期

収入がなくても申告を!

国民健康保険や後期高齢者医療保険制度では、低所得者に対する保険税(料)の軽減措置があります。

所得がない方や、税法上の申告義務のない方でも、**未申告だと軽減措置が適用されません**。また、医療費の自己負担割合や負担限度額が上位所得者扱いとなりますので、所得の申告を行ってください。

●特別徴収(年金引落し)対象者の方へ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の支払方法が選べます。

保険税(料)の支払い方法は申し出により、「年金からのお支払(特別徴収)」に代えて、「口座振替(普通徴収)」に変更することができます。

すでに、保険税(料)が特別徴収(年金引落し)となっている方も、口座振替でのお支払を希望される場合は、市役所の窓口でお手続きください。

みなさんの納める保険税(料)が医療費を支えています。納め忘れがないようお願いします。

国保 非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置について

解雇や倒産、雇い止めなどで非自発的失業者となった65歳未満の方の保険税については軽減措置があります。

【軽減内容】
失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定します。

【対象者】
●雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により退職した方)
離職理由コード…11、12、21、22、31、32
●雇用保険の特定理由離職者(雇用期間の満了等により離職した方)
離職理由コード…23、33、34

※上記該当者の確認、及び軽減申請には、雇用保険受給資格者証の提示が必要です。
※高額医療費の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応します。

締切せまる!

特定健診をまだ受けてない国保加入者の皆様
平成30年度の受診期限は今年3月31日まで

☆対象者は→40歳から74歳の国保加入者
※20歳～39歳の国保加入者は健康診査が受けられます

☆必要なもの→国保保険証 そら色

☆健診費用約7,000円分が無料

☆特定健診は県内ほとんどの病院で受けられます

【お問い合わせ】
特定健診課 ☎862-0564

那覇市 特定健診

検索

正しく柔道整復師にかかりましょう

柔道整復師(接骨院・整骨院など)の施術に健康保険が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限られていますので、ご注意ください。

健康保険が使える場合

●打撲 ●ねんざ ●挫傷(肉離れ等)
●骨折・脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要)

健康保険が使えない場合 ※全額自己負担となります。

●日常生活における疲れや肩こり
●スポーツなどによる肉体疲労
●神経痛(リウマチ・慢性関節炎など)
●加齢による腰痛や五十肩の痛み
●脳疾患後遺症などの慢性病

※施術内容を照会させていただくことがあります。
医療費適正化の一環として、負傷原因や施術内容が保険適用であるか、請求内容に誤りがないかを確認するため国保加入者等へ照会させていただく場合があります。

後期 長寿健診は無料で受診できます!

平成31年度の長寿健康診査は、4月初めに受診券を送付する予定です。健診費用は無料となります。

なお、「がん検診受診券」も同様に、4月初めに送付されますが、詳しくは「健康増進課(電話 853-7961)」へお問い合わせください。

ただし、同一年度中は1回の受診を限度とすることから、重複して受診した場合は、あとから受けた健診費用は全額自己負担になりますので、注意してください。

外国人住民の国保加入

(平成24年7月9日以降、住基法改正に伴い国保加入要件も変わりました。)3か月を超えて日本に滞在すると認められた外国籍の方は、国保に加入しなければなりません。ただし、下記の方は加入できません。

●職場の健康保険に加入している方
●被扶養者として、家族の職場の健康保険に加入している方
●75歳以上の方(後期高齢者医療制度の加入になります。)
●生活保護を受けている方
●「外交」の在留資格を持つ方
●「特定活動」の在留資格で医療をうけることを目的として滞在される方

加入手続き ●在留カード又はパスポート
●健康保険資格喪失証明書(職場の社会保険を喪失された方)

国保 後期 保険税(料)の納付は便利な口座振替で!

★お忙しい方、留守がちな方にピッタリ

★うっかり納め忘れる心配がありません

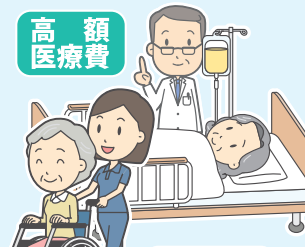
手続き方法 1. 銀行・ゆうちょ銀行・農協・信用金庫等の金融機関窓口で受付しています。
2. 預金通帳、通帳届出印、保険税(料)の納付書を持参してください。

国保
後期

高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の自己負担額を合わせた額が高額になった場合に払い戻しが受けられます。

高額医療費



介護保険

加入者で該当していると思われる方にはご案内の通知をお送りします。ただし、市町村を越えて転居された方および他の医療保険から移られた加入者については通知できませんので、国民健康保険課までお問い合わせください。

国保
後期

限度額適用・標準負担額減額認定証の提示をお忘れなく

高額の治療費について、「限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、限度額証）」を医療機関に提示することにより、医療費の支払が自己負担限度額までとなります。有効期間は毎年7月31日までとなっており、毎年8月に更新手続きが必要です。（後期高齢者は一度申請があれば自動更新）また、「限度額証」の交付を受けている場合でも、医療機関へ提示しないと減額が受けられないことがありますのでお気をつけください。

〈申請に必要なもの〉
保険証・国保世帯主の印鑑・本人の印鑑（後期高齢者）

国保

こんなときは国保の給付が制限されます



- 故意の犯罪行為や故意の事故・ケガ
- けんかや泥酔などによる病気やケガ
- 医師や保険者の指示に従わなかったとき
- 保険証の期限切れや、提示がなかった場合

国保 後期

交通事故や相手方がいるケガ等

交通事故でのケガの治療も国保証を使ってお医者さんにかかることができます。ただし、必ず国民健康保険課に連絡し、「傷病原因届」の申請をしてください。また、他人からの暴行によるケガや飲食店での食中毒により治療を受けた場合にも、同様に届出の必要があります。なお、届出がないまま加害者から治療費を受け取ると国保の給付が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

仕事や通勤中にケガをしたら

仕事や通勤及び帰宅途中のケガについては、労災保険の対象となりますので、労災保険申請前にやむを得ず国保証を使用した場合は、必ず国民健康保険課に「傷病原因届」を提出してください。



国保
後期

国民健康保険一部負担金の減免について

※一部負担金とは医療機関で受診の際に支払う自己負担額です。下記の事由により、収入が一定の基準以下になり医療費の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。

- ①災害により資産に大きな損害を受けたとき。
- ②災害による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- ③事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。
- ④①～③に類する理由があったとき。

国保
後期

医療費のお知らせで受診履歴の確認を

通知書の受診履歴を確認して、受診した覚えのない医療機関や受診回数に誤りがないかご確認ください。「医療費のお知らせ」を、医療機関での適正受診の仕方について、より良い方法を考えるきっかけにしてください。

※平成29年度税制改正により、医療費通知を確定申告等での医療費控除書類として活用できるようになりました。通知は、大切に保管しておきましょう。



国保

加入・喪失手続きを忘れていませんか？

那覇市へ転入した時や、会社の健康保険をやめた時など、他の健康保険に加入していない方は、那覇市の国民健康保険に加入しなければなりません（国民皆保険制度）。また、他の市町村へ転出したときや、職場の健康保険などに入ったときは、那覇市の国民健康保険を喪失しなければなりません。

加入・喪失の手続きをするには市役所への届け出が必要です。国民健康保険への加入・喪失届け出が遅れたことにより不利益（保険税の遡及課税、医療費の全額自己負担、給付費の返還金等）を受けることがありますので、事実発生日から14日以内に加入・喪失手続きを行ってください。

※ご自身で届け出をお願いします。自動的には資格は異動しません。

○手続き場所：ハイサイ市民課、及び三支所（首里・真和志・小禄）国民健康保険課

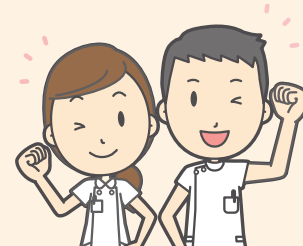
市民課



国保

はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券

2019年5月より、「はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券」の交付を行います。国保加入者へ1回あたり800円、一人年7枚までの助成となります。なお、「国保税の完納」及び「特定健診を受診していることなど」の交付要件があります。詳しくはお問い合わせください。



医療費の返還請求について

職場の健康保険加入後や他市町村に転出後、医療機関で那覇市の保険証を提示して受診した場合、その給付費を返還金として市へ返して頂くことになります。

- ・加入する保険証が変更になる場合は、その旨を医療機関等の窓口にお伝えください。
- ・国保の資格喪失後は、速やかに保険証を国民健康保険課へ返却してください。

国保

出産育児一時金の請求について

出産育児一時金の直接支払制度をご利用の際、出産費用が「42万円（または40万4千円）」以下であれば、差額分の請求ができますので、費用の明細書など必要な書類をもって国民健康保険課でお手続きください。

直接支払制度をご利用しない場合は、出生届の際に一時金の申請も行ってください。



ジェネリック医薬品 を利用しましょう

病院や薬局からもらうお薬には、新薬（先発薬）の他に、成分や効き目が同等で低価格の後発医薬品（ジェネリック医薬品）があります。

ジェネリック医薬品を利用すると、医療費の総額および自己負担額もお安くなりますので、受診の時お医者さんに、ジェネリック医薬品を処方してもらうよう申し出て、ジェネリック医薬品利用促進を心がけましょう。

重複受診 をやめましょう

ひとつの病気で複数の病院を受診したり、同じ箇所の治療で病院と柔道整復や、はり・きゅう等の施術を頻繁に受けるのは、医療費の高騰を招くだけでなく、かえって体に負担をかけてしまう場合もありますので、お医者さんと相談して、適正な受診をお願いします。

